



延岡市公告第 58 号

農業者等による協議の結果の公表について

「人・農地プランの具体的な進め方について」（令和元年 6 月 26 日付け元経営第 494 号 農林水産省経営局長通知）2 - (2) - ④及び農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 4 年 3 月 1 日

延岡市長 読谷山 洋司



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

荒谷地区（延岡市）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 4 年 1 月 15 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

（経営体数）

地区名	法人	個人	集落営農(任意組織)	計
荒谷	1	8	—	9

4. 農地中間管理機構の活用方針

取組方針等

地区内の農地貸借契約は原則、機構を介して権利設定する。令和 5 年度には集中的に農地中間管理事業に取り組み、地域集積協力金の受給を目指す。

5. 地域農業の将来のあり方

取組事項

茶が地域の主産業となっており、令和 4 年度に基盤整備事業を活用して防霜ファンの更新を行うことで生産基盤を整備する。将来的には農業機械の共同利用化や農地の集約化を図り、集落営農組織化を目指す。